

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構  
環境・防災研究所

コンプライアンス基本規程

(趣旨と目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所（以下「研究所」という）におけるコンプライアンスに関し、基本となる事項を定め、もって健全で適正な研究所運営及び研究所の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、定款に定める諸規程等を遵守することをいう。
- (2) 職員とは、研究所定款第9条に規定する者とする。
- (3) コンプライアンス事案とは、研究所の職員に関わる法令又は研究所の規則に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、第1条の趣旨と目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

(コンプライアンス推進体制)

第4条 研究所におけるコンプライアンス推進の最高責任者（以下「最高責任者」という）は、所長とする。

第4条の2 研究所における、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という）を置く。

第4条の3 コンプライアンス総括責任者は、副所長をもって充てる。

第4条の4 研究所におけるコンプライアンスの推進に関し指揮させるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という）を置く。

第4条の5 推進責任者は、総務部長をもって充てる。

第4条の6 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負う。また、競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対しコンプライアンス教育の実施状況を管理し、構成員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善を指導する。

第4条の7 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス副責任者を立てる事ができ、コンプライアンス推進業務の補佐にあたらせる事ができる。

(コンプライアンス研修)

第5条 研究所は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること

(2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(報告)

第6条 職員は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに推進責任者にその内容を報告するものとする。

第6条の2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。

第6条の3 前項の報告を受けた総括責任者は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、最高責任者に報告しなければならない。

(通報)

第7条 前条の1及び前条の2の報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該職員は、その報告を行わず、研究活動上の不正防止等に関する規程に定める通報窓口に通報することができる。

2 前項の通報を受けた者は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、推進責任者へ報告しなければならない。

(研究所の構成員による情報提供等)

第8条 前2条の規定は、職員及び研究所以外の関係者がコンプライアンス事案に係る情報を職員に対して提供し、又は前条の通報窓口を利用することを妨げるものではない。

(報告者の責務)

第9条 コンプライアンス事案に係る報告又は通報を行う者(以下「報告者」という。)は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第10条 総括責任者及び推進責任者は、研究所におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2) 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3) 当該コンプライアンス事案に係る調査に当たって、必要に応じて専門的な知見を有する者の参画を得るなどその客観性及び公正性を確保すること。

(所長が行う措置)

第11条 所長は、第6条及び第7条に基づく報告、通報、および情報提供等を受けたとき

は、必要に応じ当該行為等を停止し、又は適切な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

(事前相談)

第12条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ研究所総務部に相談しなければならない。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。